

岩手県監査委員告示第38号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年11月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年5月22日及び同月23日
 - (2) 本監査実施日 平成24年6月20日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年8月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品購入に係る単価契約に当たり、適切な購入時期より遅れて契約しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品購入に係る単価契約については、業務に係る関係者との連携及び連絡を速やかに行い、より効率的な事務の執行に努めることとした。